

商品名	ちくしん無担保住宅ローン												
ご利用いただける方	下記の条件をすべて満たされる方。 ■年齢が18歳以上の方。 ■安定継続した収入がある方。 ■当金庫の地区内に住所または居所を有する方、もしくは当金庫の地区内において勤務されている方、あるいは当金庫の地区内の同一場所で同一業種を営業されている方。 ■（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方												
お使いみち ＜ご自宅にかかる費用＞	■申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、①と合わせた申込みで100万円以内） ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とする ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外 ② 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ③ 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 【申込時点における対象となる物件の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除く ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・本件の借換えて抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・資金用途がリフォーム(増改築・修繕)資金またはリフォーム(増改築・修繕)の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 【対象物件の全部事項証明について】 ・お使いみちごとに定める対象物件の全部事項証明書(申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの)が必要となります。 <table><tr><th>資金用途</th><th>徴求対象物件</th></tr><tr><td>不動産の購入資金</td><td>購入するすべての土地・建物</td></tr><tr><td>新築資金、建て替え資金</td><td>建築する建物の敷地となる土地</td></tr><tr><td>リフォーム資金</td><td>リフォーム対象となる建物</td></tr><tr><td>ローン(無担保)の借換え資金</td><td>借換え対象となる建物</td></tr><tr><td>住宅ローンの借換え資金</td><td>借換え対象となるすべての土地・建物</td></tr></table> 【対象とならないもの】 次のいずれかに該当するものは、無担保住宅ローンの対象になりません。 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親、子 【借地上の建物(定期借地上の建物を含む)の取扱い】 対象物件が借地上の建物(定期借地上の建物を含む)の場合でも、お取扱いは可能です。 なお、ご融資期間は、賃貸借契約の残存期間にかかわらず、下記ご融資期間のお取扱いが可能です。 【保留地上の建物の取扱い】 対象物件が保留地上の建物の場合でも、お取扱いは可能です。 ただし、保留地(土地)のみの購入資金(隣地購入、底地購入は除く)は対象外となります。 【店舗併用住宅・賃貸併用住宅の取扱い】 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、借換え資金(資金用途②、③)は、対象物件が店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、居宅部分の床面積が	資金用途	徴求対象物件	不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物	新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物	ローン(無担保)の借換え資金	借換え対象となる建物	住宅ローンの借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物
資金用途	徴求対象物件												
不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物												
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地												
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物												
ローン(無担保)の借換え資金	借換え対象となる建物												
住宅ローンの借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物												

令和7年4月1日 現在

商品名	ちくしん無担保住宅ローン
	延床面積の50%以上あれば、お取扱いは可能です。 ただし、リフォーム(増改築・修繕)資金は、居宅部分にかかるものであれば、 居宅部分の床面積の割合にかかわらず、お取扱いは可能です。

商品名	ちくしん無担保住宅ローン																				
＜空き家解体費用＞	■空き家を取り壊して更地にするための費用を取扱うことができます。 ①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む） ※①は、申込日時時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※対象となる建物の全部事項証明書（申込日時時点で発行日から3ヵ月以内のもの）が必要です。 【対象となる空き家の条件】 ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと 【対象とならないもの】 次のいずれかに該当するものは、空き家解体費用の取扱いの対象になりません。 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親、子 【建物に抵当権等の設定がある場合】 ・対象建物に抵当権等の設定がある場合は、抵当権者の了承および抹消への協力を得ていること等をご確認させていただきます。																				
ご融資金額	■2,000万円以内（1万円単位） ■空き家解体費用の場合 500万円以内（1万円単位） ご融資金額が1,000万円を超える場合は、団体信用生命保険へご加入いただきます。																				
ご融資期間	■3ヶ月以上20年以内（元金返済の据置期間6ヶ月を含む）																				
ご融資金利	■変動金利型（保証料込） お借入時から基準日に金利が変動します。 毎年4月1日および10月1日現在で当金庫住宅ローン専用プライムレートを基準として年2回見直しを行います。なお、ご融資金利は金融情勢などに応じ変動します。 4月1日基準のご融資金利は6月返済分から、10月1日基準のご融資金利は12月返済分から適用になります。 ■固定金利型 ＜5年・10年＞（保証料込） *固定金利特約期間終了後に「変動金利型」か「固定金利型（5年、10年）」をご選択いただきます。 *固定金利特約期間中は変動金利への変更および金利・固定期間の変更はできません。 *固定期間終了後は、原則当金庫住宅ローン専用プライムレートに連動して、年2回融資金利が変動する変動金利型へ移行します。 *ただし、固定金利特約期間終了後、一定の条件を満たすと再度固定金利を選択することができます。その場合、当金庫所定の手数料が必要となります。 *ご融資金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。 *お取扱いにあたっては、当金庫との一定の取引条件が必要となりますので、窓口でお問い合わせください。 ■団体信用生命保険について 団体信用生命保険に加入できます。その場合は次の保険料率を適用金利に加算します。 <table><tr><td>種 類</td><td>一般団信</td><td>がん団信</td><td>3大疾病団信</td><td>就業不能団信</td></tr><tr><td>保険料率</td><td>0.20%</td><td>0.30%</td><td>0.40%</td><td>0.50%</td></tr><tr><td>種 類</td><td>SBI全疾病</td><td>SBI一般団信</td><td>SBIワイド団信</td><td></td></tr><tr><td>保険料率</td><td>0.20%</td><td>0.20%</td><td>0.50%</td><td></td></tr></table>	種 類	一般団信	がん団信	3大疾病団信	就業不能団信	保険料率	0.20%	0.30%	0.40%	0.50%	種 類	SBI全疾病	SBI一般団信	SBIワイド団信		保険料率	0.20%	0.20%	0.50%	
種 類	一般団信	がん団信	3大疾病団信	就業不能団信																	
保険料率	0.20%	0.30%	0.40%	0.50%																	
種 類	SBI全疾病	SBI一般団信	SBIワイド団信																		
保険料率	0.20%	0.20%	0.50%																		
ご返済方法	■元金均等・元利均等の2種類のご返済方法がございます。 ボーナス月増額返済の併用もできます。ただしボーナス返済部分の元金のご融資金額の50%までとします。 ■元金返済の据置期間は6ヶ月までとします。																				
お支払方法	■工事契約先等にお振込みいただきます。ただし、支払済資金は除きます。 ご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込していただかなくても良い場合があります。																				

令和7年4月1日 現在

商品名	ちくしん無担保住宅ローン		
保証人・担保	■（一社）しんきん保証基金が保証しますので原則として必要ありません。		
保証料	■保証会社（（一社）しんきん保証基金）へ支払う保証料 0.54% 毎月払型 保証料率0.68%を含んだ融資金利にてお支払いいただきます。		
	※ 期間限定保証料割引中（R5.12.1～R8.3.31：本来の通常保証料は0.68%）		
	■ 無担保住宅ローン プライム 本商品の申込時点又はご融資実行日において、下記の条件を満たした方が利用できます。		
		対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件
	①	全ての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、もしくは基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する場合 a. 貸付実行日から6ヶ月以上経過し、直近の約定返済が行われている b. 完済して3年以内
②	全ての基金保証付のカードローン 《セットプランを含む》	次のいずれかに該当する場合 a. 既にご契約いただいている b. 新規でご契約いただくプライムの貸付実行日までに左記カードローンのご契約が可能	
③	本件無担保住宅ローン	インターネットからお申込の方	
	保証会社（（一社）しんきん保証基金）へ支払う保証料の料率 0.48% 毎月払型 上記保証料率を含んだ融資金利にてお支払いいただきます。		
	※ 期間限定保証料割引中（R5.12.1～R8.3.31：本来の通常保証料は0.54%） 詳しくは窓口までお問い合わせください。		
事後確認	■融資実行後、対象不動産にかかる全部事項証明を提出いただきます。		
手数料	■固定期間期間終了後、再度固定金利を選択される場合 5,000円		
	■繰上返済手数料		
	一部繰上返済	40,000 円	いずれの手数料にも別途、消費税が必要です。
全額繰上返済	50,000 円		
苦情処理措置・紛争解決措置	■苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。（9時～17時）電話：フリーダイヤル0120-350-452 F A X：0942-33-7193、 e メール： chikusin@world.ocn.ne.jp) ■紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記監査法務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または九州北部地区しんきん相談所（9時～17時、電話：092-481-8815）にお申し出ください。		

●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

●店頭でご返済額の試算をさせていただきます。